



# 地域情報プラットフォームの今後の展開について

---

平成24年6月12日

総務省情報流通行政局地方情報化推進室長

西 泉 彰 雄

# 地域情報プラットフォームとは

## 地方公共団体における情報システムの課題

- ・特定ベンダーと継続的に随意契約を結ばざるを得ず(囲い込み)、システム関係経費が高止まり。
- ・業務ごとにシステムを調達しており、システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率 等

システム全体を効率化したい！  
システム同士を連携したい！

## 地域情報プラットフォームによる解決

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
  - (例) 業務システムのデータ項目やインタフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
  - ・ これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定。
  - ・ 更に、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定中。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現。
- 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開。

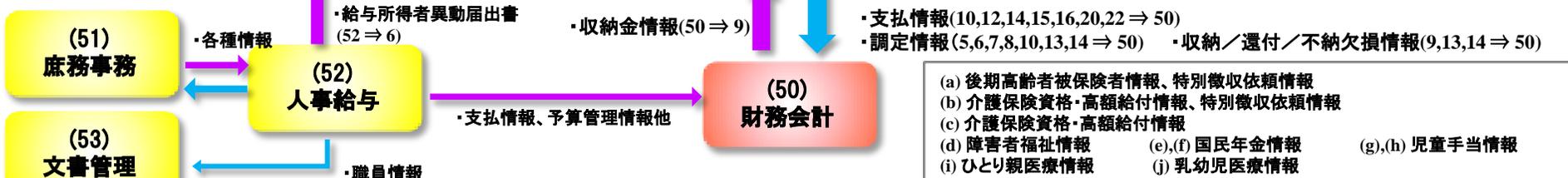
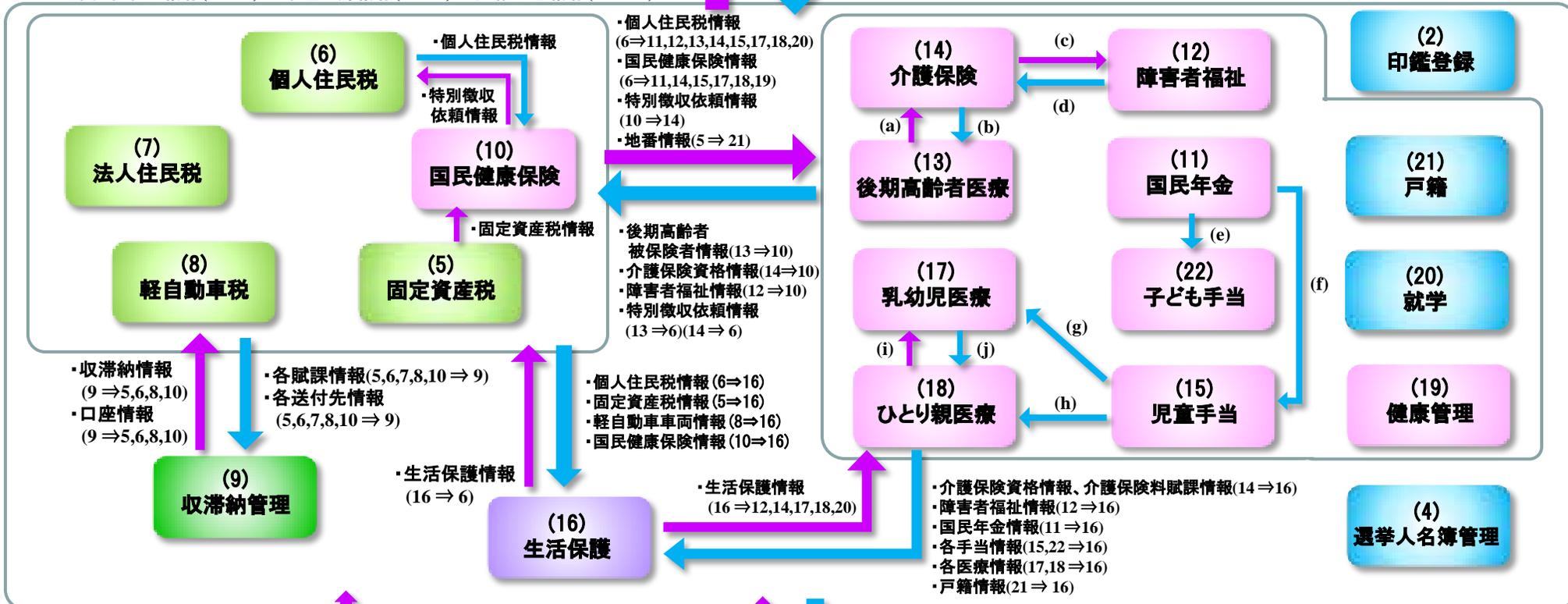
# 自治体の業務データ連携と地域情報プラットフォームの標準仕様

地域情報プラットフォームは、①業務システム間の連携データ項目・連携インタフェースと②それを支える技術的な要素(通信規約等)を標準化



- ・各業務の資格関連情報(10,13,14,15,22 ⇒ 1) ・国民年金情報(11 ⇒ 1)
- ・各業務にて発生した住登外情報(5~20(除く11) ⇒ 30) ・法人情報(5~9 ⇒ 30)
- ・滞納者有無情報(9 ⇒ 1) ・印鑑登録情報(2 ⇒ 1) ・戸籍届出情報(21 ⇒ 1)

- ・住基情報、外国人情報(1,3 ⇒ 5~22(除く7))
- ・住登外情報(30 ⇒ 5~22(除く2,4,7,11,21)) ・法人情報(30 ⇒ 5,6,7,8,9)



- (a) 後期高齢者被保険者情報、特別徴収依頼情報
- (b) 介護保険資格・高額給付情報、特別徴収依頼情報
- (c) 介護保険資格・高額給付情報
- (d) 障害者福祉情報 (e),(f) 国民年金情報 (g),(h) 児童手当情報
- (i) ひとり親医療情報 (j) 乳幼児医療情報

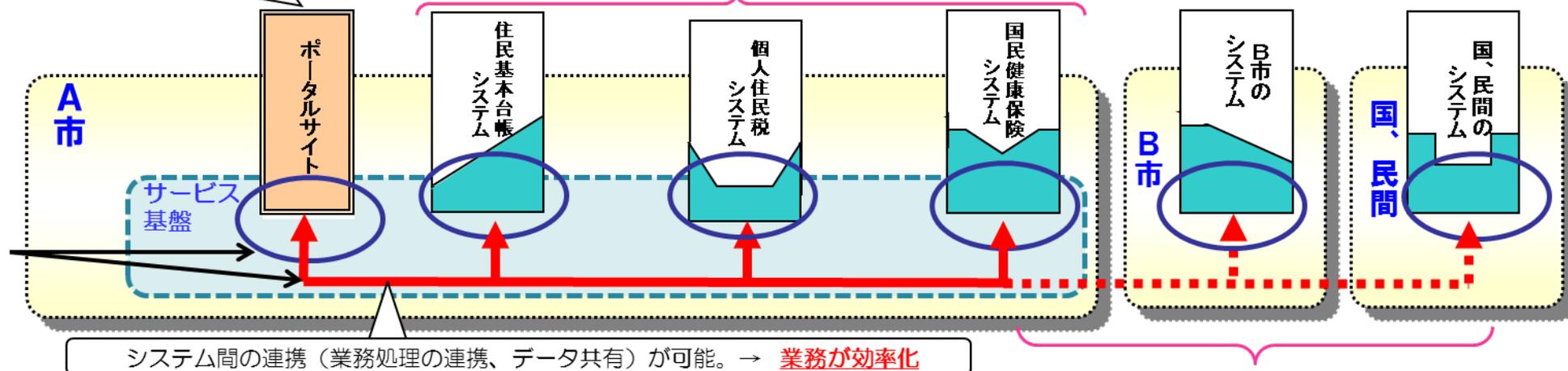
# 地域情報プラットフォームのイメージと約束事

## 地域情報プラットフォームのイメージ

ワンストップサービスが可能。(今後、標準仕様を採用した他の地方公共団体等も含めたワンストップ化も可能に。) → **住民の利便性が向上**

複数のベンダーが調達に参入できるようになり、ベンダー間の競争環境が確保。 → **コスト削減**

業務や技術を標準化



検討中

## 地域情報プラットフォームにおける約束事

### ① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」

- ・市内の各業務ユニットが提供するサービス(業務機能)の範囲
- ・市内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目(含むコード辞書)
- ・同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインタフェース仕様
- ・自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(\*1)

(\*1)今後の予定

### ② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」

- ・通信、プロトコル等の規約類 (PF通信機能)
- ・データ連携時に用いる統合DBに関するもの (統合DB機能)
- ・ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの (BPM機能)
- ・複数サイト間(自治体間、国と自治体間、官民間)のサービス連携を実現するために必要なもの (PF共通機能)

(APPLIC資料より)

# 地域情報プラットフォームの普及促進

## 地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	収滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	

### 地域情報プラットフォーム標準仕様書

- ・現在の標準仕様書により、地方公共団体内部でのシステム間連携が可能(業務や技術のルールを規定)
- ・地方公共団体と民間等外部とのシステム間連携についての分析手順や、個別の製品が標準仕様に準拠していることを確認する手順を規定

標準化

( 拡 充 )

反映

地域情報プラットフォーム推進事業 (H20~H21)  
引越ワンストップサービス、障がい者福祉分野におけるバックオフィス連携と複数団体間の連携基盤等を検討・実証

反映

地域情報プラットフォーム活用推進事業 (H22)  
地方公共団体間等における業務システム間連携と業務改革に着目し、業務改革案・システム改革案を検討

反映

自治体クラウド推進事業 (H23)  
団体間の円滑なデータ連携を実現をしていくため、連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証

製品化の促進

標準仕様準拠製品の拡大

製品化

- ◆ 個別の製品について標準仕様に準拠していることを確認
- ◆ (一財)全国地域情報化推進協会は、準拠確認された製品を登録(45社439製品(平成24年4月末現在))、準拠確認された製品同士が相互に接続可能であることを確認

超えたワンストップ化が可能に!  
システム間連携により、地域・団体を  
幅広い情報システムの調達が可能に!

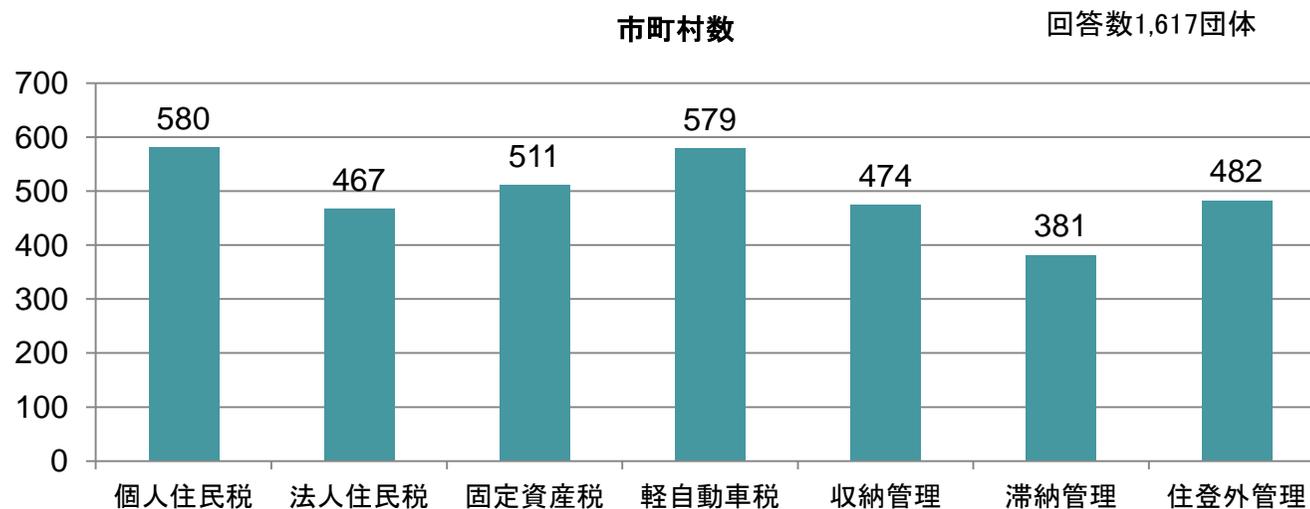
# 地域情報プラットフォームの普及状況

## 地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

◎地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果（平成23年4月1日現在）

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、すでに取り組んでいる自治体	H23.4	H22.4	H21.4
	340	166	95

◎地方税関連システムに係る地域情報プラットフォーム標準仕様準拠システム導入状況（H23.12月時点）



総務省「番号制度に係る地方税務システム検討会『地方団体の税務システム現況調査結果報告書』」より



# 自治体クラウドのイメージ

## 自治体クラウドとは

- ▶ 地方公共団体が情報システムを自分たちの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワークを経由して利用できるようにする取組み

➡ 所有から利用へ

- ▶ 複数の地方公共団体の情報システム共同化による割り勘効果、災害に強い情報システムの構築等を実現

➡ 共同化・集約化

### (現在) 庁舎内で管理



### (導入後) データセンター内のシステムを共同利用



### データセンターの特徴

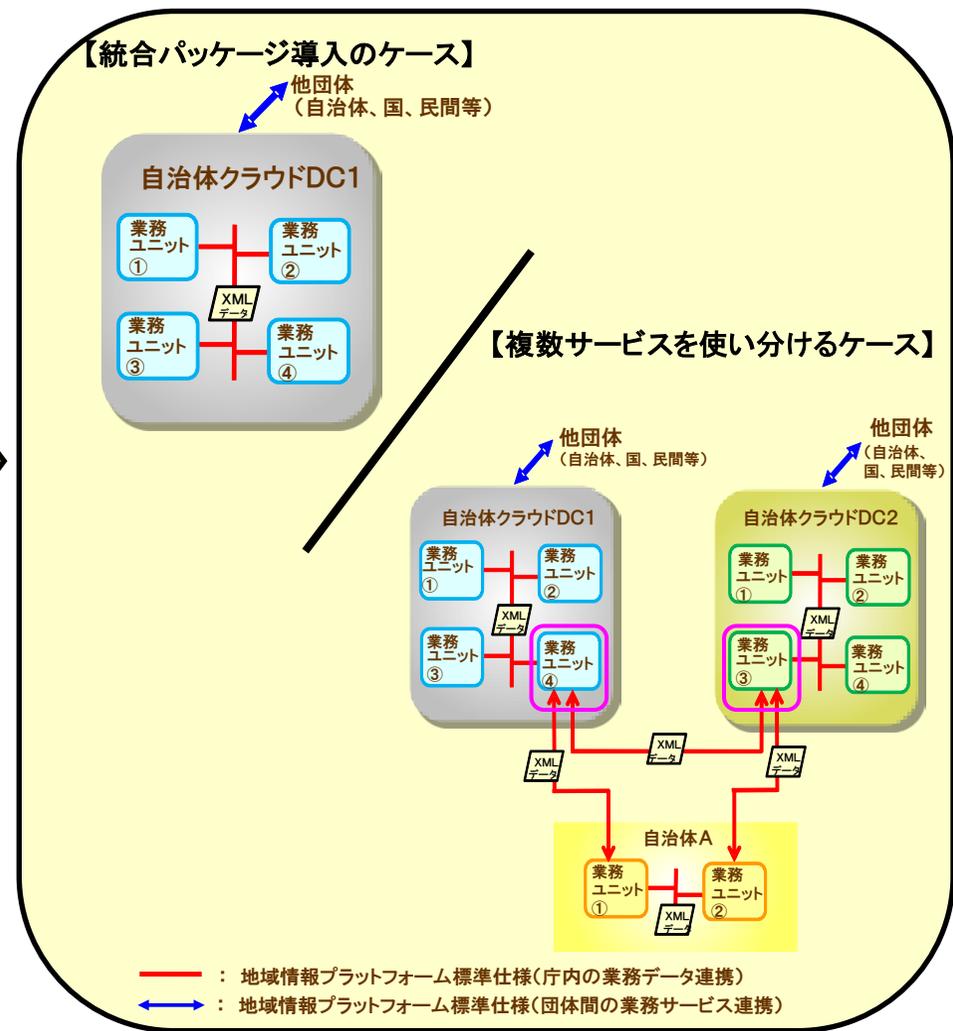
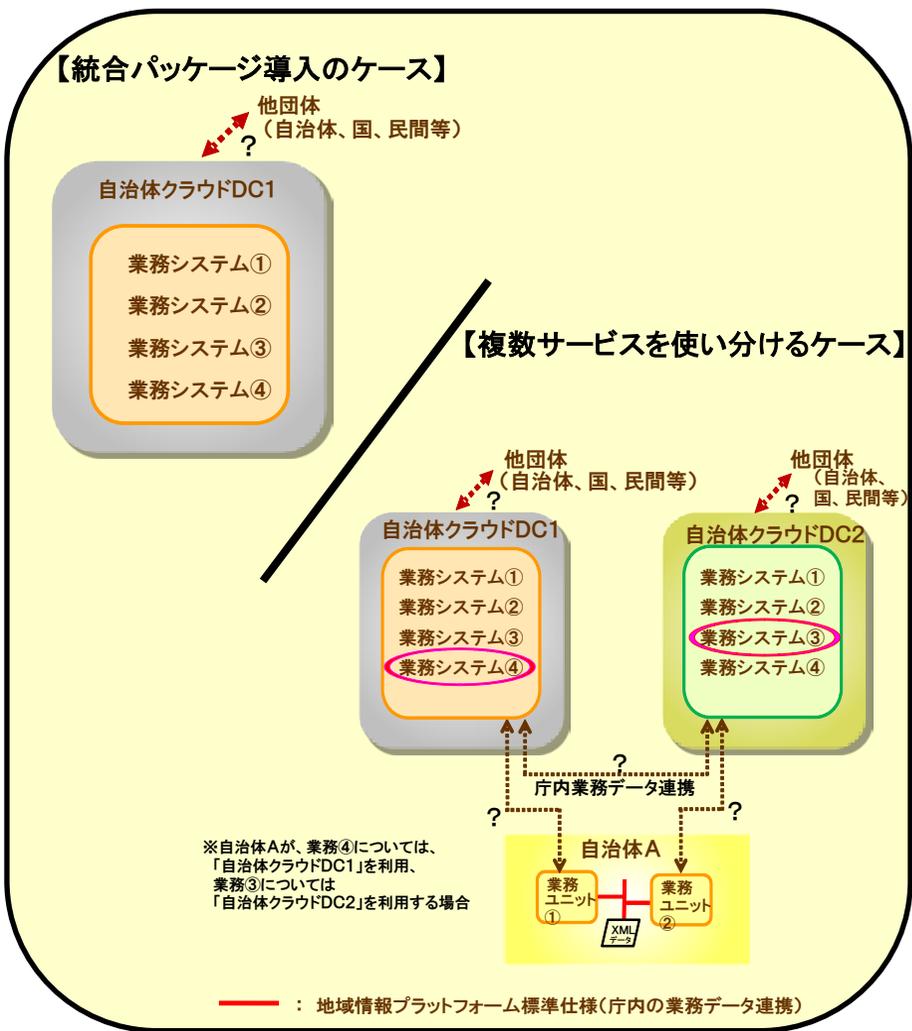
- 耐震・免震構造
- 無停電電源、非常用電源
- 火災感知・報知システム
- 厳重な入退館管理
- 24時間365日有人監視 等



# 自治体クラウドへの地域情報プラットフォームの活用

【地域情報プラットフォームに対応していない自治体クラウド】

【地域情報プラットフォームに対応した自治体クラウド】



経費削減のみならず、業務・システムの効率化やシステム間連携を通じたワンストップサービスの実現など住民サービスの向上を実現！

# 自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ (2011.6)

- 自治体クラウドの取組状況の把握、課題の抽出・検討、必要な助言を目的として、H22.9月から有識者懇談会を4回開催し、諸論点に係る方向性等をH23.6月にとりまとめ、公表。

## 【主な内容】

### 1 はじめに      2 クラウド導入を可能にした背景      3 クラウド導入の効果

#### 4 クラウド導入に係る諸課題

- カスタマイズの制約(自治体がカスタマイズせず利用可能なパッケージソフトが提供され、それが進化していくビジネスモデルの構築可能な環境整備)
- 相互運用性の確保(ベンダーロックイン問題、表現形式の標準化)
- セキュリティの技術的対策、法的留意点(データセンター設置場所等の国内限定、自治体と事業者の責任分界点の明確化、コンプライアンスのマネジメント体制確立、第三者監査等の実施、自治体職員のセキュリティ対策)

#### 5 自治体クラウドサービスの形態

- 住民データの所在・管理場所(把握困難なクラウドサービス形態もあり)
- 閉域網サービス(IP-VPN、広域イーサネット)の利用が現実的

#### 6 クラウドの加速のための取組み

- データの標準的な表現形式の構築
- 外字の実態調査
- アクセス・認証方式等の検証
- クラウド導入に向けた共同化計画策定、移行、基盤構築に対する財政支援

#### 7 クラウドにより期待されるシステムの方向性

- ワンストップサービス、行政の効率化、新たなステージへ

#### ※ 震災と自治体クラウド

- 災害時の業務継続や早期の行政機能回復を図る観点
- データセンターの発電設備の状況に留意

自治体クラウド推進本部  
有識者懇談会とりまとめ

平成23年6月  
総務省

[http://www.soumu.go.jp/  
main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/  
i/  
c-gyousei/lg-cloud/  
110707\\_01.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/110707_01.html)

# 「自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ(H23.6)」(抜粋)

## 7 クラウド導入により期待される最適化社会を支えるシステムの方向性について

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームがまとめた「次世代電子行政サービスの実現に向けたグランドデザイン」(平成20年6月4日)では、「国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、フロントオフィスとバックオフィス、及びバックオフィス相互間の連携や民間手続きとの連携等を図ることにより、様々な行政手続きを基本的にワンストップで簡便に行える」ことが、「次世代の電子行政サービス基盤」であると述べられている。

この次世代電子行政サービス基盤は、これまで地域情報プラットフォーム推進事業(総務省)等による連携の取組をさらに進め、高度なワンストップサービス実現の前提となる複数の自治体クラウド間のデータ連携を可能にするものである。さらに、様々な自治体クラウドが互いの自律性を維持しながら、例えばSOAに基づいて構築され、ESB(公共サービス情報連携基盤)を活用してデータ変換連携等が可能となることにより、政府、公共サービス部門、自治体の連携による更に高度なサービスの展開が期待される。さらに利用者視点でのサービス提供の観点から、個人番号、企業番号を含めてデータ連携ができれば、複数機関において同様な業務が存在する場合での標準化・共同利用化等による行政の大きな効率化が可能となつてこよう。

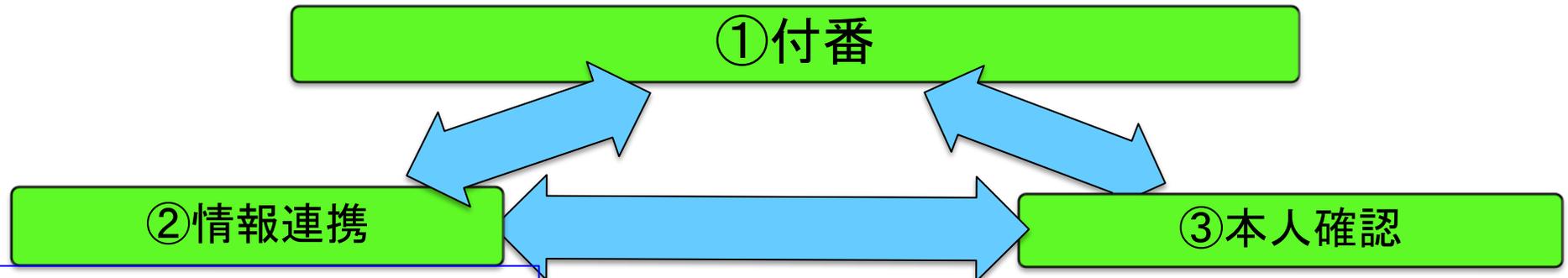
クラウドサービスを活用したデータ連携が実現すれば、各自治体においても、プル型情報提供機能(ホームページによる情報提供等)、カスタマイズ機能(情報やレイアウト等を自由に設定する機能)、インテリジェント検索機能(複雑な行政手続きや書類名などの情報でも容易に検索できる機能)、プッシュ型情報提供機能(各自治体等から希望する利用者に情報を発信する機能)、エージェント型情報提供機能(利用者に関係する情報を収集)の実装等への道筋も明確になってくる。電子自治体は新たなステージに突入し始めたと言える。

# 番号制度の仕組み

## ◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「番号」(マイナンバー)**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。



◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

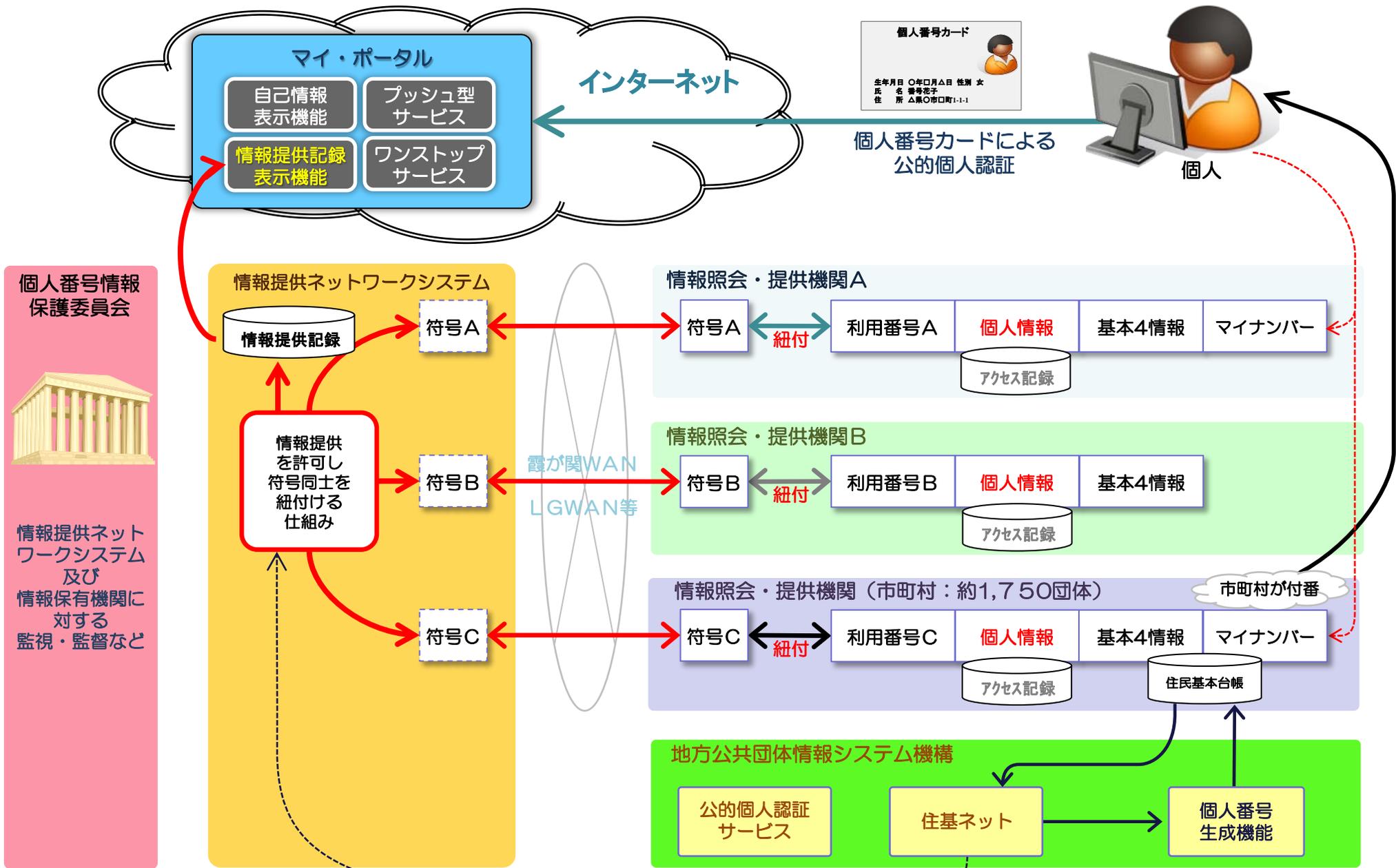
- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け  
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。

- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したICカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 番号制度における情報提供のイメージ



# 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

2012年  
(H24)

2013年  
(H25)

2014年  
(H26)

2015年  
(H27)

2016年  
(H28)

## 制度構築

マイナンバー法案提出  
マイナンバー法整備法案提出

法案成立

政省令

特別法案提出

法案成立

政省令

番号通知

個人番号カードの交付

順次、マイナンバーの利用開始

【2015年1月から利用する手続きのイメージ】  
○社会保障分野  
・年金に関する相談・照会  
○税分野  
・申告書・法定調書等への記載  
○防災分野  
・要援護者リストへのマイナンバー記載  
※ただし、事前に条例の手当てが必要

医療等の分野の機微性の高い個人情報について特段の措置を検討

委員国会同意

個人番号情報保護委員会設置

委員国会同意

委員国会同意

委員会規則

情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル<sup>※</sup>の運用開始

情報保護評価ガイドライン作成  
(情報保護評価SWG)

特定個人情報保護評価の実施・承認等

情報提供ネットワークシステム等の監査

2016年1月より、国の機関間の連携から開始し、2016年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始

システム要件定義

実証事業

工程管理支援業務

基本設計

詳細設計

プログラム設計、単体テスト

総合運用テスト

センター・バックアップセンター構築

## システム構築

## 国民対話

47都道府県  
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

## よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に 上限を設定する「総合合算制度」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限 に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
  - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
  - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

## 所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

## 災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

## 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用する サービスに関する以下のような情報を閲覧可能
  - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
  - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
  - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のおしらせ
  - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

## 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

## 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の 早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

※これらすべてがマイナンバー法案によって可能となるものではなく、中長期的に想定されるものを含む。

# 平成23年度 自治体クラウド推進事業 「団体間の業務データ連携に係る検討・実証」について

## 概要

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備するため、自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を実施。

### (1) 業務の分析

マイナンバー制度のユースケース等について、自治体の業務プロセスの現状分析を行い、業務プロセス案を検討。

### (2) 連携データ項目等の分析

ユースケースについて、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」をベースに、データ項目、データフォーマット等を分析。

### (3) 連携インターフェース機能等の検討

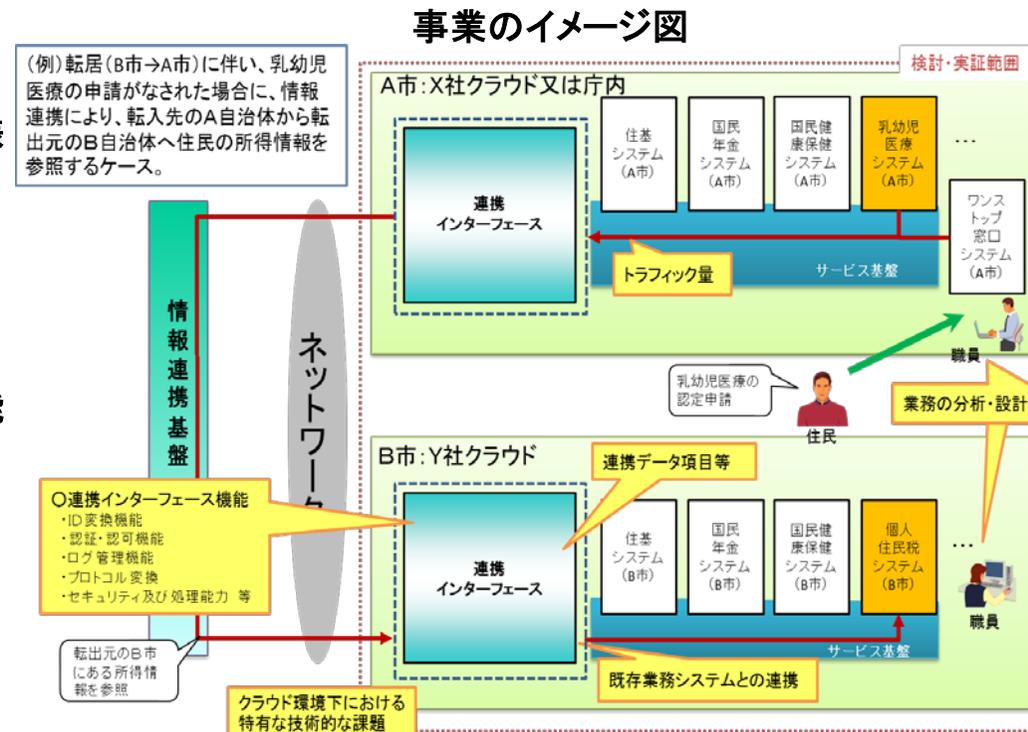
(1)及び(2)並びに政府の情報提供ネットワークシステムについての検討内容等を踏まえつつ、連携インターフェース機能等(自治体の業務システムが情報提供ネットワークシステムと連携するために必要な機能)の在り方を検討。

### (4) 運用検証

(1)～(3)の検討を踏まえつつ、運用面におけるポイントとなる事項について、運用検証を実施。

\* 報告書を公表

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html)



# 詳細検討対象ユースケース

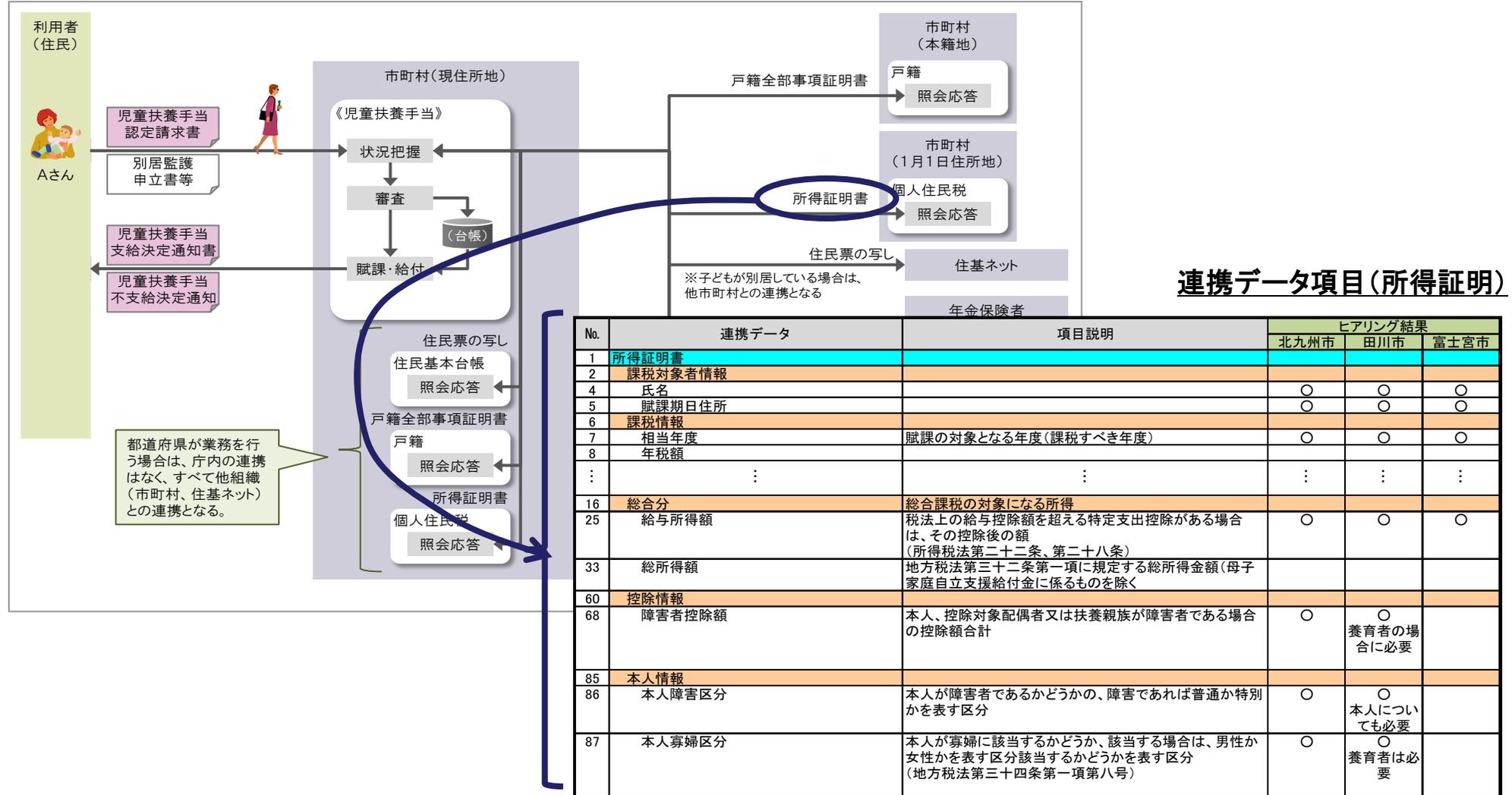
大綱に記載されたユースケース等の中から本事業で検討する8つの詳細検討対象ユースケースを選定。

No	詳細検討対象 ユースケース	ユースケースの概要
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。また、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	住民がポータルにログインし、自身に関する、税額、納付状況、控除に関する情報などの各種情報を参照する。
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他組織から所得などの情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
5	国民年金の裁定請求の効率化	国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他組織から情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	引越しに際して、引越前の市町村での健診や予防接種の受給状況を、引越後の市町村で引き継ぎ、必要に応じて住民に勧奨を行う。 さらに、児童相談所が健診や予防接種の受診状況を把握し、児童虐待の早期発見に活用する。
7	不動産に関する業務の効率化	法務局からの連絡や、市町村と都道府県間の連絡など、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。また、住民の状況をもとに、不動産取得税が軽減される住民を把握し、申告の勧奨を行う。
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できる。最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせなどを送ることが可能になる。義援金や税の免除、保険証の再発行などの申請・届出を、避難先の市町村でまとめて行えるようにする。

# 業務プロセス・データ項目等の分析

詳細検討対象ユースケースについて、協力自治体の協力を得て、業務プロセス、連携データ項目等を分析。

## 詳細検討対象ユースケース(児童扶養手当の認定申請における手続の効率化)



# 連携インタフェース機能等の検討(1)

マイナンバー制度、地域情報プラットフォーム関連事業の成果等をもとに、地方自治体側の連携インタフェース機能等に求められる機能を導出。

社会保障・税番号大綱、情報連携基盤WG等の検討内容から要件を抽出

連携インタフェース等に求められる要件の導出根拠

連携インタフェース等に求められる機能

- ・社会保障・税番号大綱
- ・社会保障・税番号要綱
- ・中間とりまとめ(情報連携基盤技術WG)に示される4つの機能

「情報連携に必要なアクセス制御」

「アクセス記録の保存」

「情報連携対象個人情報の特典」

「様々な種類の既存システムの差異を吸収」

- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書

- ・認証・認可機能
- ・連携確認機能

- ・ログ管理機能

- ・ID変換機能

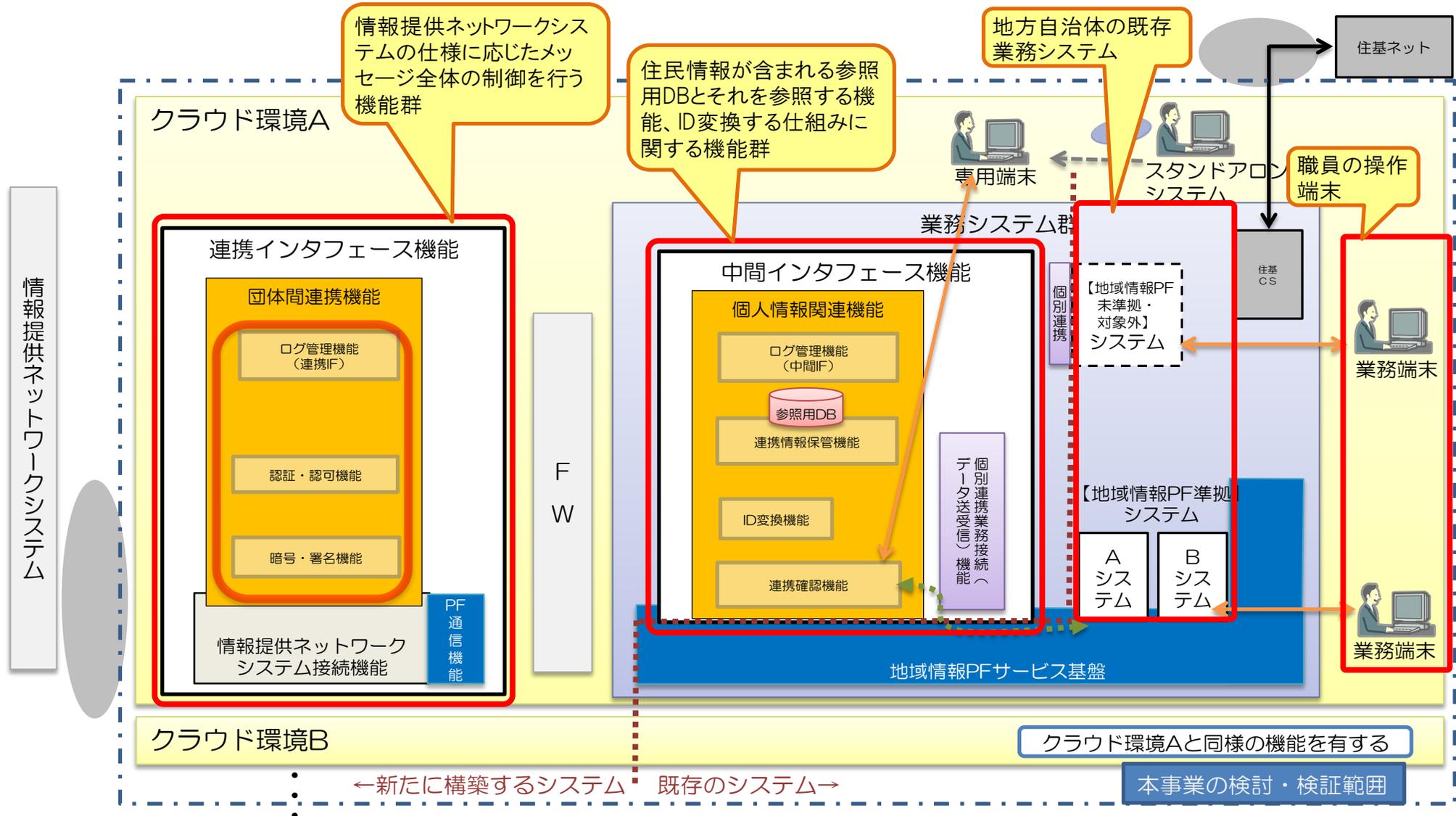
- ・連携情報保管機能
- ・個別連携業務接続(データ送受信)機能
- ・情報提供ネットワークシステム接続機能

- ・暗号・署名機能
- ・PF通信機能

要件に対応する機能を定義し、必要な機能の洗い出しを実施

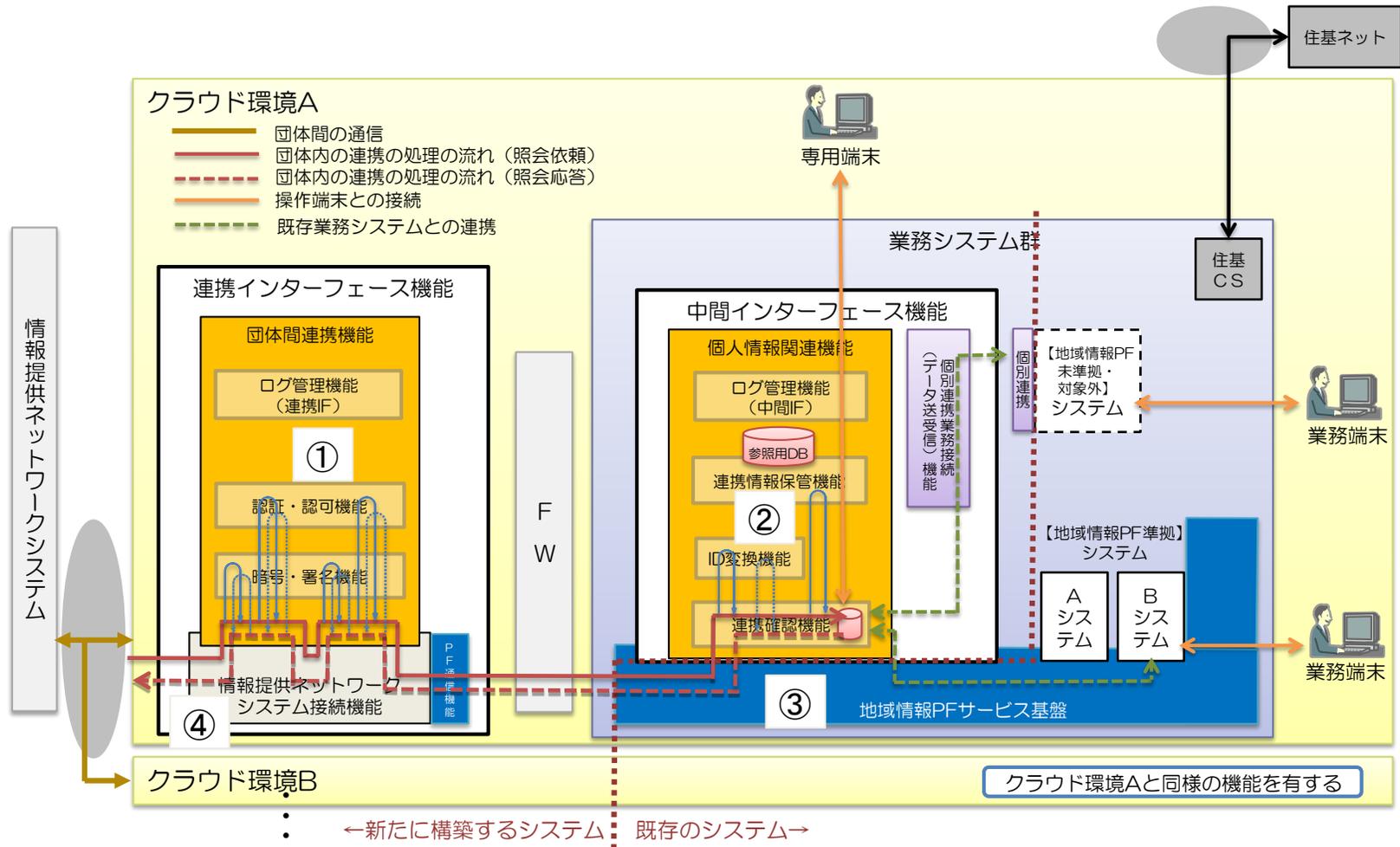
# 連携インタフェース機能等の検討(2)

連携インタフェース機能等について検討を行い、下図のような「機能構成の『仮説』」を整理。



# 処理の流れ（照会応答側）

- ①照会依頼メッセージ受信後、連携相手・職責等の確認、メッセージの復号、署名検証等を行った上で、中間インターフェース機能に送信。
- ②リンクコードから識別番号への変換を行い、連携情報保管機能を利用し、応答情報を取得。
- ③識別番号からリンクコードへの変換を行った上で、応答メッセージを作成し、連携インターフェース機能に送信。
- ④連携相手・職責等の確認、電子署名付与、メッセージの暗号化等を行った上で、応答メッセージを送信。



# 連携インタフェース機能等の検討(3)

「機能構成の『仮説』」の各機能を整理。併せて各機能について地域情報プラットフォームの活用方を整理。

## 連携インターフェース機能

No	機能名	概要
1	情報提供ネットワークシステム接続機能	情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能が情報提供ネットワークシステムと団体間連携を行う場合の送受信機能である。
2	PF通信機能	PF通信機能は、連携インターフェース機能が中間インターフェース機能と団体間連携を行う場合の送受信機能である。
3	団体間連携機能	暗号・署名機能 暗号・署名機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体および団体間で情報を流通させるために必要な暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能である。
4		認証・認可機能 認証・認可機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体を実施すべきアクセス制御、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能である。
5		ログ管理機能（連携IF） ログ管理機能（連携IF）は、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力する処理結果等のログを管理する機能である。

## 中間インターフェース機能

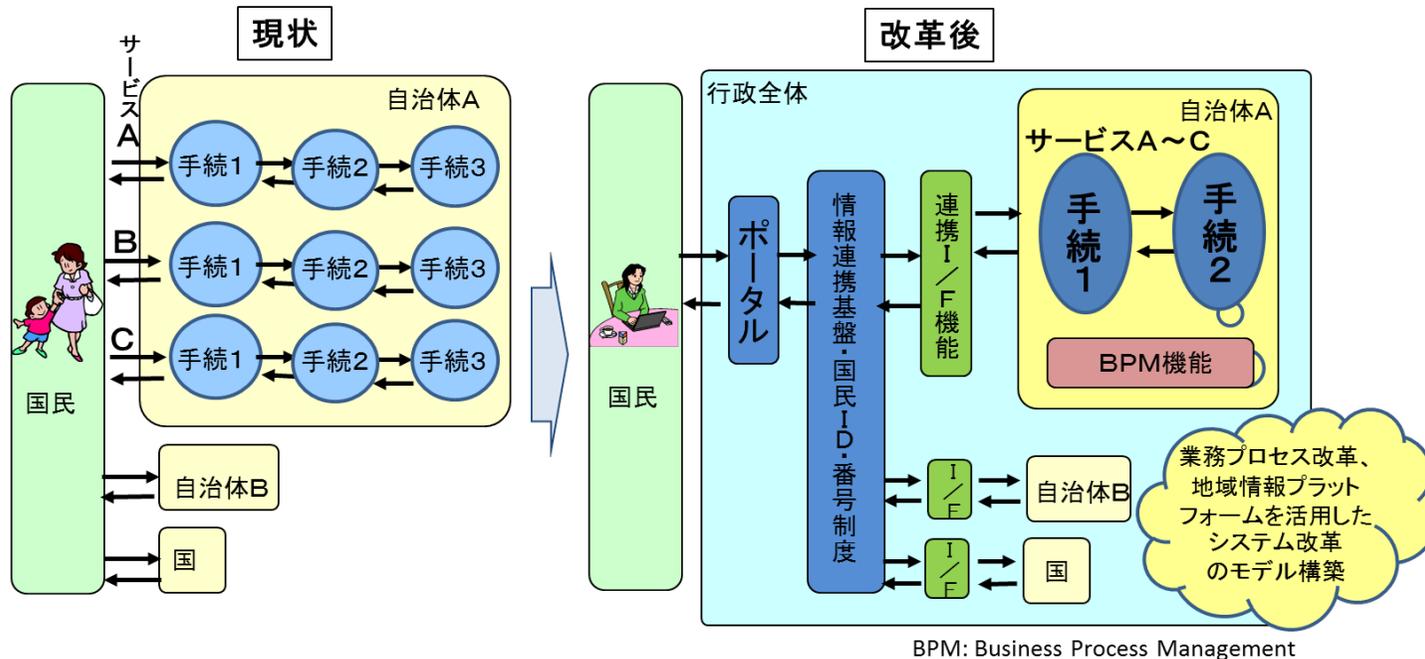
No	機能名	概要
6	個人情報関連機能	連携確認機能 連携確認機能は、照会依頼の連携データを解析し、参照用DB等の情報取得に必要な情報を抽出する機能である。団体間連携では照会依頼/応答のメッセージの作成、自動処理と手動処理およびオンライン処理とバッチ処理の制御を行い、照会依頼等の処理状況の管理及び確認を行う。
7		ID変換機能 ID変換機能は、連携データに含まれるリンクコードと自団体の既存番号とを紐付け管理し、相互に変換する機能である。
8		連携情報保管機能 連携情報保管機能は、連携確認機能等から取得した検索キー等を元に、参照用DBから住民情報等を抽出し提供する機能である。
9		ログ管理機能（中間IF） ログ管理機能（中間IF）は、連携確認機能、ID変換機能、連携情報保管機能が出力する個人情報を含む処理結果等のログを管理する機能である。
10	個別連携業務接続（データ送受信）機能	個別連携業務接続機能は、連携インタフェース機能が、地域情報プラットフォームに未準拠、及び、対象外の業務システムと連携する場合に、地域情報PF未準拠・対象外システムの独自仕様と地域情報プラットフォーム間の差異を変換する機能である。

# 平成24年度 国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業

## 1 施策の概要

- ① 番号制度のユースケースをはじめ国民本位の電子行政の実現に資するケースを対象に、地域情報プラットフォーム標準仕様や関連事業の成果を活用しつつ、自治体業務・システムの在り方について検討。
- ② バックオフィス連携の前提として欠かせない業務プロセスやシステムの改革のためのモデルを構築し、地方自治体の業務プロセス改革、バックオフィス連携を促進。

## 2 イメージ図



# 平成24年度 電子自治体の新たな取組に対応した人材育成支援事業

## 1 施策の概要

自治体クラウドやバックオフィス連携の推進のため、新たなスキル・ノウハウの効率的・効果的な習得を目的とした研修教材及びカリキュラムを開発。また、研修及び全国セミナーを開催。

## 2 イメージ図



電子自治体の新たな取組みには、クラウド導入やバックオフィス連携を行うためのノウハウやスキルの習得が急務だ！

### 自治体クラウド

(仮想化技術など新たな技術、クラウド時代のシステム全体像の設計、他団体との調整、調達手順、サービスレベル、セキュリティの確保・・・)

### バックオフィス連携による業務プロセス改革

(情報連携基盤を介したID連携など新たな技術、他機関との調整、業務プロセス・システムの抜本的な見直し、セキュリティの確保・・・)

本調査事業

・研修教材、カリキュラムを開発し、研修を実施。

・電子自治体の新たな取組みに対応するため、全国セミナーを開催

★本事業による研修を平成25年2月～3月頃に開催予定

## ～平成24年度自治体CIO育成研修～

★従来からの講座 (APPLIC主催)

「IT投資評価・ガバナンス編」(8月27日(月)～8月31日(金)).....受講生募集中

「全体最適化と調達・運用設計編」(10月15日(月)～10月19日(金))..7月3日から受講生募集予定

詳細は [http://www.applic.or.jp/prom/ciokensyu/cioikuseikensyu2012/cio\\_bosyu1/index.html](http://www.applic.or.jp/prom/ciokensyu/cioikuseikensyu2012/cio_bosyu1/index.html)

# (参考)地域情報化アドバイザーについて

## ■地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省からの委嘱を受けた「地域情報化アドバイザー」を派遣し、当該地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から助言するもので、平成20年1月から実施。

## ■地域情報化アドバイザーの構成

大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じて、地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者により構成される。公表されている各アドバイザーの専門分野や取組実績に基づく依頼者からの指名や、要請内容に応じた事務局による選出により、各地域の課題に適合するアドバイザーを派遣する。



平成20年1月からこれまでに、延べ232回の派遣を実施

※アドバイザーや派遣要請者との調整などの派遣事務は、外部請負者が実施

# (参考)ICT地域マネージャー派遣事業

全国において地域間格差の是正を目的としたICT基盤の整備が進められてきたが、その基盤を使い提供されるICTを利活用したサービスには、依然として地域間格差が存在する。既存のICT基盤や今後導入する新たなICT基盤を有効活用して地域の様々な課題を解決するためには、実務的・技術的ノウハウ等が必要。

## 1 施策の概要

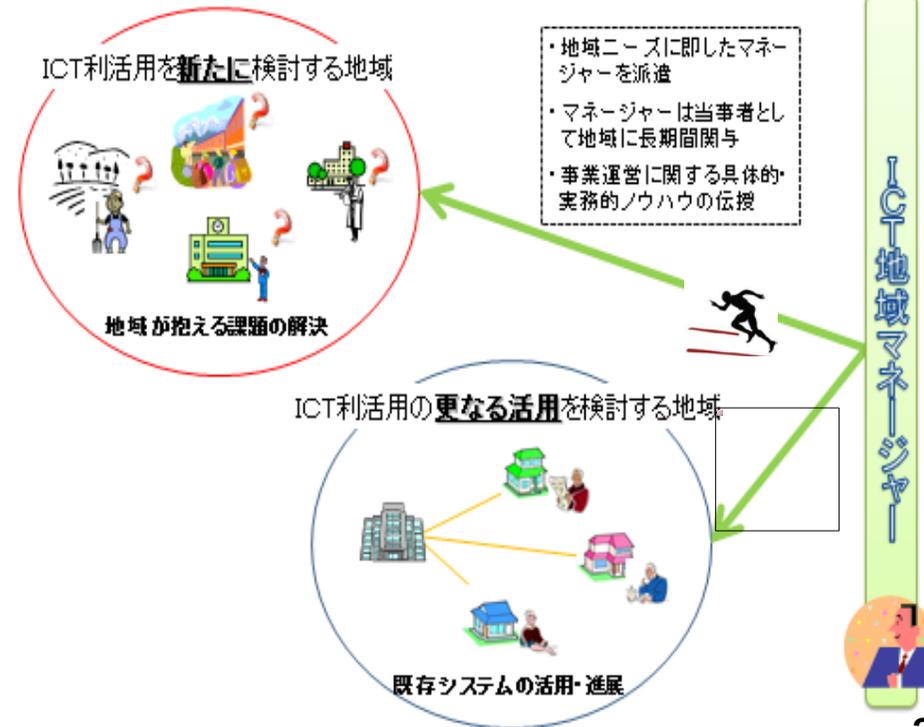
ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的・技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣。

## 2 施策の効果

- ・地域で不足するICT人材の参画により、地域課題の解決に資するICTを利活用した事業が開始・進展。
- ・地域人材と外部人材の連携により、地域内でのICT人材の育成・活用がすすむ。
- ・各分野での効率的なICT利活用が進み、ICT基盤やシステムに関する既存投資を活かすことができる。

## 3 国が実施する必要性

- ・地域におけるICT人材の不足は全国的に共通の課題であり、国の主導により全国的に支援することが効果的。
- ・各地域での取組事例や経験を共有することで、よりきめ細やかな対応が可能となり、全国的な底上げにつながる。



# (参考)「公共情報コモンズ」の概念図

「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。  
(財)マルチメディア振興センターが運営

